1　品種登録の番号　第24224号
2　品種登録の年月日　平成27年３月25日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Vaccinium L.
4　登録品種の名称　RYOKU NH-6
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
ニッポン緑産株式会社
長野県松本市大字今井2534番地
7　出願公表の年月日　平成24年１月13日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局新事業創出課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百二十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　中日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（四日市北ジャンクション（仮称）から亀山西ジャンクション（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　三重県四日市市小牧町字大貝戸及び字風呂屋、中野町字猪ヶ鼻、字一色、字名前、字平古、字乳母ヶ懐、字松曽、字西岡、字山田及び字高岡、市場町字国近、水沢町字三本松、字東山及び字富倉並びに水沢野田町字屋手地内

三重県三重郡菰野町大字川北字東岡、字新明、字畑毛田及び字西岡、大字諏訪字北浦及び字八幡、大字大強原字牛池、字松山、字西北沢及び字尺殿、大字池底字神田、字林ノ中、字西ノ久保及び字椋ノ木、大字潤田字六反田、字大坪、字土丸、字本戸、字西堀、字薮之内、字春日、字中堀、字蓮池、字桜木及び字土山、大字千草字下岡及び字東江野、大字音羽字中之堀、字鐘突田、字九日田、字富士見里、字聖堂及び字田福並びに大字菰野字新道、字募、字片倉、字畑之谷、字火除野、字茶屋の上、字床机本、字茨野、字間ヶ倉、字熊ヶ倉、字石坂、字蛇之谷、字青木葉、字金谷及び字蔭谷地内

三重県鈴鹿市大久保町字原垣内、字横堀、字釘貫、字大松、字流込及び字南出口、山本町字高ノ瀬、字折子、字中辻、字中起、字鍛冶垣内、字東荒野及び字作垣内、小社町字一色並びに小岐須町字上分田、字桜垣内、字古宮、字釜垣内及び字大垣内地内

２　使用の部分　三重県四日市市中野町字猪ヶ鼻、字一色、字平古、字乳母ヶ懐及び字高岡、市場町字国近、水沢町字谷ヶ岡、字長尾、字大谷、字谷、字西野、字三本松及び字富倉並びに水沢野田町字屋手地内

三重県三重郡菰野町大字潤田字西堀、字薮之内、字春日及び字土山、大字千草字下岡及び字東江野、大字音羽字中之堀及び字田福並びに大字菰野字新道、字募、字片倉、字畑之谷、字火除野及び字蔭谷地内

三重県鈴鹿市大久保町字原垣内、字横堀、字釘貫、字大松及び字流込並びに小岐須町字上分田及び字桜垣内地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県四日市市北山町字居林地内の四日市北ジャンクション（仮称）から亀山市安坂山町字中山地内の亀山西ジャンクション（仮称）までの延長23.4kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事並びにこれに伴う市道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設を行うことができるとされているところ、本件事業については、中日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（以下「本路線」という。）は名古屋市を起点とし、四日市市、大津市、高槻市等を経て神戸市に至る延長約174kmの路線である。

本路線が通過する四日市市、鈴鹿市、亀山市及び三重郡菰野町（以下「本件地域」という。）は、全国有数の工業集積地域であり、工業製品等が愛知県や近畿圏等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線（以下「現道」という。）は、愛知県、三重県を通過し、供用済みの本路線と一体となって、中部地方と近畿地方を結ぶ広域的な高速交通を担う路線であり、物流等に広く利用されている。

しかしながら、現道は、一部区間において交通混雑が発生しているとともに、自然災害等による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は四日市ジャンクションから四日市東インターチェンジの区間で101,137台／日であり、混雑度は1.29となっている。

本件事業の完成により、現道及び供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続することで、本件地域と三重県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが強化され、自動車交通の高速化及び定時性の確保により、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、本件区間に対応する現道の機能を補完・代替することから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である三重県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成６年３月に、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成26年８月に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。